

裁判官の依願退官が相次ぐ
名古屋地裁岡崎支部



名古屋地裁管内で裁判官の依願退官が相次いでいる。昨年从去年から今年9月までに自ら職を辞したのは12人。中でも西三河地方を管轄する岡崎支部は6人と突出する。「岡崎と豊橋は全国的にも忙しいことで評判」と元判事。背景には支部ならではの激務と勤務地による格差があるようだ。

(高橋雅人)

名地裁管内 昨年以降12人

裁判官が辞めてゆく

2022年度の名古屋地裁の新規事件数

	刑事裁判	民事事件
本庁(63)	2165	20876
一宮支部(6)	250	2566
半田支部(4)	146	621
岡崎支部(11)	662	5267
豊橋支部(6)	264	2762
計(90)	3487	32092

※かつこ内は24年10月31日時点の裁判官数。
民事事件は訴訟以外も含む。愛知県統計から

退官しているのは30〜40代。元判事は「家庭と仕事の両立を考える時期なので」と言い、「元同僚が弁護士として生き生きと働いている話も耳にするし、辞

退官しているのは30〜40代。元判事は「家庭と仕事の両立を考える時期なので」と言い、「元同僚が弁護士として生き生きと働いている話も耳にするし、辞

「日中は判決を書く時間が取れない。残業したり、家に持ち帰って書いたりしていた」。岡崎支部で勤務し、依願退官した元判事はそう振り返った。

激務の支部、全国転勤も負担

同支部は、裁判員裁判を行う全国10の大規模な支部の一つ。2022年度に新たに受け付けた刑事裁判は662件、民事事件は5267件で、地裁本庁の25〜30%に匹敵する。一方、裁判官の数は先月31日時点で11人。本庁(63人)の2割に満たず、1人当たりの事件数は多い計算だ。

「日中は判決を書く時間が取れない。残業したり、家に持ち帰って書いたりしていた」。岡崎支部で勤務し、依願退官した元判事はそう振り返った。

裁判官も刑事裁判の一部を担当という、常に200件近い事件を抱え、資料の読み込みが追われた。泊まり勤務で逮捕請求などに対応する「令状当番」は月4回。宿直手当も宿直用の部屋もなく、豊橋市外から通勤している裁判官は、自己負担でホテルに泊まらざるを得なかった。

「何で自腹を切って仕事をしないといけないのかという思いは強かった」と語る。岡崎支部の元判事は「仕事にはやりがいを感じているが、仕事が嫌で辞めた人

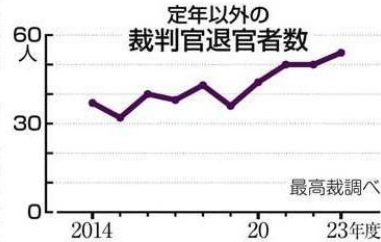
最高裁によると、2023年度に定年以外の理由で退官した裁判官は54人。過去10年間で最多だった。判事、判事補ともに定員割れが続く、特に判事補はここ10年間、毎年2割ほど定員を下回っている。

法曹の転職を支援するMS-JAPAN(東京)の竹内進太郎さんは「裁判官は転勤が多いので、結婚や出産などのライフイベントをきっかけに転勤のない職場に転職を考える人が多い」と指摘。「裁判官は優秀な人材とされるので、法律事務所からの需要もある」と明かす。

依願退官の増加傾向について

依願退官 全国でも増 「転職当たり前の時代に」

は「転職が当たり前の時代になった。弁護士などの士業に強い転職エージェントが出てきたことで、選択肢を探しやすくなった」とも理由の一つを語った。



裁判官：黒いガウン実はブラック職場 裁判官「激務・低待遇」に悲鳴 「手当格差」巡り異例の国提訴も ／愛知

毎日新聞 2024.09.13 地方版／愛知 16頁 (全2,272字)

帰宅後も深夜まで仕事の資料を読み込み、休日返上で書類を仕上げる。3カ月間で休みが5日しかない年もあった。どれだけ働いても、休日手当や時間外手当は支給されない。なんてひどい「ブラック企業」かと思いきや、これはある裁判官の日常という。法廷の正面で黒いガウンをまとい、落ち着いた雰囲気漂う裁判官だが、配属地によって実態は大きく異なるようだ。事件や紛争に判断を下し、国民の権利を保護するなどの重責を担うが、激務や待遇の悪さから「職務をまっとうできない」と悲鳴が上がっている。【道下寛子】

◇休日も判決文作成

静岡県弁護士会の山本健一さん（60）は3月、定年まで5年を残して裁判官を辞めた。1999年から弁護士を14年務めたが、「良心に従い、より中心的に紛争を解決に導ける」という裁判官に魅力を感じ、2013年に転身。名古屋高裁や静岡地裁浜松支部などを経て、23年4月に名古屋地裁豊橋支部に異動した。

同支部民事部に赴任して生活は一変。当時、民事部の人員は支部長を含め4人だけ。地裁に加え家裁事件も兼務し、さらには借地問題などで訴訟手続きによらず裁判所が許可や命令を出す「非訟事件」も担当した。

常に200件近くの事件を抱え、期日に間に合わせるため、帰宅後も作業は続く。平日だけでは片付かず、土日も出勤して判決文や和解文の作成に追われた。退職直前の3カ月間の休みは、半休を合わせても5日程度だった。

◇勤務時間の規定なし

国家公務員法上、裁判官は特別職のため勤務時間の規定がなく、残業代や休日手当の支給もない。「法的には問題ないのかもしれないが、冷静な判断が求められる裁判官の生活がそれでいいのか」。山本さんはずっと疑問を抱いていた。

裁判官は深夜早朝の令状発付に備え、宿直勤務もある。山本さんも月4回こなしたが、当直手当はない。同支部には宿直室もなく、当初、市外から通っていた山本さんはホテル泊で対応せざるを得なかったが、宿泊費も自己負担。出費は月3万～4万円に上った。

「労働事件で会社が出張旅費を出さないと言え、会社側は負ける。そんな判決を言い渡す裁判官が、宿直旅費を自己負担しているのはおかしいのでは」と憤る。

◇司法サービス低下も

裁判官の多忙さは、司法サービスの低下にもつながっているという。

本来、裁判所による証拠保全手続きは新米裁判官（判事補）の仕事だが、同支部には判事補がいなかったため、山本さんらが他の仕事の合間を縫い現場に出向いていた。証拠保全は決定後、数日以内に実施されるのが通例だが、人手不足で約3カ月かかることもあった。その間に、証拠の廃棄や改ざんをされる可能性もあるという。

◇妻の一言が後押し

このまま仕事を続けていいのか……。山本さんの中に迷いが生まれた。過重労働の一方

で適正な手当を受けられず、十分な司法サービスも提供できない現状にいらだちが募った。「辞めてもいいんじゃない?」。休みなく働く姿を心配した妻の一言が後押しした。

「疲れてしまい、精神力が持たなかった」。豊橋支部に赴任して1年後の24年3月、山本さんは裁判官を辞めた。「裁判官の働き方や待遇を改善しなければ、成り手は減る一方だ」

裁判官の待遇を巡っては、勤務地に応じて支給される地域手当にも不満の声が上がっている。

地域手当は東京23区が基本給の20%、大阪市や横浜市などが16%と、都市部ほど高額に設定されている。都市部から地方に転勤した場合、報酬総額は減るケースが大半だ。

地域手当の格差による報酬減は憲法違反に当たるなどとして、津地裁の竹内浩史・民事部総括判事は7月、減額分の支給を求め国を相手に提訴した。現職裁判官が国を提訴するのは異例で、竹内判事は「（地域格差を解消しなければ）裁判官は誰も地方への赴任に快く応じることはないだろう。転所を拒否すれば裁判官人事はたちまち行き詰まる」と訴えている。

◇もはや成り手は減少

全国203の地家裁支部のうち、裁判官が常駐していない支部は44支部（4月現在）に上る。不在支部には近隣裁判所の裁判官が週に数回赴き、案件を処理しなければならない状態だ。

ここ数年、判事補の定員割れも続いている。直近10年間を見ても定員を毎年約2割下回っており、最高裁は定員削減に着手。14年度に1000人だった定員は、23年度は842人に減った。最高裁事務総局は「司法修習修了者の人数が減少した上、法律事務所との競合も激化している」と説明する。

弁護士を目指す愛知県内の法科大学院に通う20代男性は「大手法律事務所は稼げると聞く。そこで一定期間頑張り、後に開業すれば自由に働ける。ロースクールの仲間も弁護士志望が多く、裁判官志望はほとんど聞かない」と話す。

◇最高裁の見解いかに

こうした状況を、最高裁はどう考えているのか。

裁判官の激務や待遇の悪さについて、最高裁事務総局は「判決の起案や令状処理のため、平日夜や休日なども職務に従事する場合があると承知している」としている。ただ、残業代や休日手当が支給されない現状については、法律に沿った対応であるとした上で「時間外手当的な要素も考慮した上で報酬が設定されている」と説明する。

また、裁判官の多忙さや人員不足により証拠保全などに遅れが出ている点については「把握していない」と回答。その上で「適正、迅速な事件処理に支障をきたすことのないように対応し、今後も全国の利用者が適切な司法サービスの提供を受けることができるように、必要な体制の整備に努めていきたい」としている。

毎日新聞

【共産党要求（最高裁4番）】最高裁提出

4（最高裁）行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表

（令和5年12月1日現在）

省 庁 名 等	数	官 職 名	数
内 閣 官 房	1 (0)	副長官補付	1 (0)
内 閣 法 制 局	2 (0)	参事官	2 (0)
内 閣 府	2 (0)	公益認定等委員会事務局審査監督官	1 (0)
		再就職等監視委員会再就職等監察官	1 (0)
公正取引委員会	2 (2)	事務総局審判官	2 (2)
金 融 庁	11 (4)	審判官	2 (2)
		総合政策局総合政策課課長補佐	1 (0)
		総合政策局リスク分析総括課課長補佐	1 (0)
		企画市場局総務課課長補佐	2 (0)
		企画市場局企業開示課課長補佐	2 (0)
		証券取引等監視委員会事務局次長	1 (1)
		証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐	2 (1)
デ ジ タ ル 庁	1 (0)	統括官付参事官付企画官	1 (0)
総 務 省	3 (0)	自治行政局市町村課課長補佐	1 (0)
		総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課課長補佐	1 (0)
		行政不服審査会事務局総務課課長補佐	1 (0)
公害等調整委員会	3 (2)	事務局審査官	2 (1)
		事務局特別専門官	1 (1)
法 務 省	100 (16)	大臣官房審議官	2 (0)
		大臣官房参事官	4 (1)
		大臣官房秘書課長	1 (0)
		大臣官房会計課長	1 (0)
		大臣官房国際課付	1 (0)
		大臣官房司法法制部長	1 (0)
		大臣官房司法法制部参事官	1 (1)
		大臣官房司法法制部付	3 (0)
		民事局長	1 (0)
		民事局総務課長	1 (0)
		民事局民事第二課長	1 (0)
		民事局民事法制管理官	1 (0)
		民事局参事官	7 (0)
		民事局付	20 (3)
		刑事局付	2 (0)
		人権擁護局付	1 (1)
		訟務局長	1 (0)
		訟務局訟務企画課長	1 (0)
		訟務局民事訟務課長	1 (0)
		訟務局行政訟務課長	1 (0)
		訟務局付	16 (1)
		法務総合研究所教官	4 (0)
		法務局長	1 (0)
		法務局訟務部長	6 (1)
		法務局訟務部付	21 (8)

【共産党要求（最高裁４番）】最高裁提出

省 庁 名 等	数	官 職 名	数
外 務 省	11 (2)	総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課国際平和・安全保障協力室課長補佐 北米局北米第二課課長補佐 国際法局課長補佐 領事局政策課ハーグ条約室課長補佐 在中華人民共和国日本国大使館二等書記官 在アメリカ合衆国日本国大使館二等書記官 在カナダ日本国大使館二等書記官 在ストラスブール日本国総領事館領事 国際連合日本政府代表部二等書記官 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部二等書記官	1 (0) 1 (0) 1 (1) 1 (1) 1 (0) 1 (0) 1 (0) 1 (0) 1 (0) 1 (0)
財 務 省	1 (1)	国際局開発政策課課長補佐	1 (1)
国 税 庁	6 (4)	国税不服審判所長 国税不服審判所国税審判官	2 (1) 4 (3)
文 部 科 学 省	3 (0)	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長 研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室事務官	1 (0) 2 (0)
文 化 庁	1 (0)	宗務課専門官	1 (0)
厚 生 労 働 省	1 (0)	大臣官房総務課法務専門官	1 (0)
中央労働委員会	2 (2)	事務局特別専門官	2 (2)
農 林 水 産 省	2 (1)	大臣官房法務支援室長 輸出・国際局知的財産課首席審判官	1 (0) 1 (1)
経 済 産 業 省	2 (0)	経済産業政策局産業資金課長補佐 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課特殊関税等調査室長補佐	1 (0) 1 (0)
資源エネルギー庁	1 (0)	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐	1 (0)
国 土 交 通 省	2 (0)	大臣官房法務支援室長 鉄道局国際課長補佐	1 (0) 1 (0)
衆 議 院 法 制 局	2 (0)	参事	2 (0)
国立国会図書館	1 (0)	参事	1 (0)
預 金 保 険 機 構	3 (2)	参与	3 (2)
日本司法支援センター	1 (0)	本部第二事業部国選弁護課長	1 (0)
派 遣	3 (1)	インドネシア共和国最高裁判所（ジャカルタ首都特別州）派遣 カンボジア王国司法省（プノンペン市）派遣 国連事務局法務局（ウィーン市）派遣	1 (0) 1 (1) 1 (0)
計	167 (37)		167 (37)

（注）括弧内は女性で内数である。

【共産党要求（最高裁４番）】最高裁提出

４（最高裁）行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表

（令和6年12月1日現在）

省 庁 名 等	数	官 職 名	数
内 閣 官 房	1 (0)	副長官補付	1 (0)
内 閣 法 制 局	2 (0)	参事官	2 (0)
内 閣 府	2 (0)	公益認定等委員会事務局審査監督官	1 (0)
		再就職等監視委員会再就職等監察官	1 (0)
公正取引委員会	2 (1)	事務総局審判官	2 (1)
金 融 庁	11 (3)	審判官	2 (2)
		総合政策局付	1 (0)
		総合政策局総合政策課課長補佐	1 (0)
		総合政策局リスク分析総括課課長補佐	1 (0)
		企画市場局総務課課長補佐	2 (0)
		企画市場局企業開示課課長補佐	1 (0)
		証券取引等監視委員会事務局次長	1 (1)
		証券取引等監視委員会事務局証券調査官	1 (0)
		証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐	1 (0)
デ ジ タ ル 庁	2 (0)	統括官付参事官	1 (0)
		統括官付参事官付企画官	1 (0)
総 務 省	3 (1)	自治行政局行政課課長補佐	1 (0)
		総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課課長補佐	1 (0)
		行政不服審査会事務局総務課課長補佐	1 (1)
公害等調整委員会	3 (2)	事務局審査官	2 (2)
		事務局特別専門官	1 (0)
法 務 省	101 (16)	大臣官房審議官	2 (0)
		大臣官房参事官	2 (0)
		大臣官房会計課長	1 (0)
		大臣官房国際課付	1 (0)
		大臣官房司法法制部長	1 (0)
		大臣官房司法法制部参事官	1 (1)
		大臣官房司法法制部付	3 (0)
		民事局長	1 (0)
		民事局総務課長	1 (0)
		民事局民事第二課長	1 (0)
		民事局民事法制管理官	1 (0)
		民事局参事官	7 (0)
		民事局付	20 (2)
		刑事局付	2 (0)
		人権擁護局付	1 (0)
		訟務局長	1 (0)
		訟務局訟務企画課長	1 (0)
		訟務局民事訟務課長	1 (0)
		訟務局行政訟務課長	1 (0)
		訟務局民事訟務課民事訟務対策官	1 (0)
		訟務局付	18 (3)
		法務総合研究所教官	5 (1)
		法務局長	1 (0)
		法務局訟務部長	6 (2)
		法務局訟務部付	21 (7)

【共産党要求（最高裁４番）】最高裁提出

省 庁 名 等	数	官 職 名	数
外 務 省	11 (1)	総合外交政策局安全保障政策課課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課国際平和・安全保障協力室課長補佐 北米局北米第二課課長補佐 国際法局課長補佐 領事局政策課ハーグ条約室課長補佐 在中華人民共和国日本国大使館二等書記官 在アメリカ合衆国日本国大使館二等書記官 在カナダ日本国大使館二等書記官 在ストラスブール日本国総領事館領事 国際連合日本政府代表部一等書記官 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官	1 (0) 1 (0) 1 (0) 1 (1) 1 (0) 1 (0) 1 (0) 1 (0) 1 (0) 1 (0) 1 (0)
財 務 省	1 (0)	国際局開発政策課課長補佐	1 (0)
国 税 庁	6 (4)	国税不服審判所長 国税不服審判所国税審判官	2 (1) 4 (3)
文 部 科 学 省	3 (0)	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長 研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室事務官	1 (0) 2 (0)
厚 生 労 働 省	1 (0)	大臣官房総務課法務専門官	1 (0)
中央労働委員会	2 (2)	事務局特別専門官	2 (2)
農 林 水 産 省	2 (0)	大臣官房法務支援室長 輸出・国際局知的財産課首席審判官	1 (0) 1 (0)
経 済 産 業 省	2 (0)	経済産業政策局産業資金課長補佐（法令担当） 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課特殊関税等調査室長補佐（国際法規等調査担当）	1 (0) 1 (0)
資源エネルギー庁	1 (0)	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐（訟務担当）	1 (0)
国 土 交 通 省	2 (0)	大臣官房法務支援室長 鉄道局国際課長補佐	1 (0) 1 (0)
衆 議 院 法 制 局	2 (0)	参事	2 (0)
国立国会図書館	1 (0)	参事	1 (0)
預 金 保 険 機 構	3 (2)	参与	3 (2)
日本司法支援センター	1 (0)	本部第二事業部国選弁護課長	1 (0)
派 遣	3 (1)	国連事務局法務局（ウィーン市）派遣 インドネシア共和国最高裁判所（ジャカルタ首都特別州）派遣 カンボジア王国司法省（プノンペン市）派遣	1 (0) 1 (0) 1 (1)
計	168 (33)		168 (33)

（注）括弧内は女性で内数である。

第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解（仮訳）

※本翻訳は、第9回報告に対する最終見解（確定版）の内閣府による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、本仮訳は諸般の事情により、今後変更される可能性があります。予め御留意ください

1. 委員会は、2024年10月17日に開催された第2104回及び第2105回会合 (CEDAW/C/SR. 2104、CEDAW/C/SR. 2105を参照のこと)において、日本の第9回定期報告書 (CEDAW/C/JPN/9) について審査した。

E. 主な懸念事項と勧告

条約の可視性及び選択議定書の締結

9. 委員会は、2020年に採択された第5次基本計画が、締約国が「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」と定めていることに関心をもつ

て留意する。しかしながら、委員会は、この問題に関して関係省庁研究会を23回開催しているにもかかわらず、締約国が選択議定書の締結の検討にあまりに長い時間をかけていることに遺憾の意を表する。加えて、委員会は、以下の点について懸念する。

(a) 女子差別撤廃条約の認知度向上及び実施促進の努力が不十分であり、啓発活動は主にインターネット上の情報発信に限られていること。

(b) 条約の国内適用に関する司法機関及び法執行機関の能力開発の不足により、法的手続における条約の使用が制限されていること。

10. 委員会は、締約国が、委員会の前回の最終見解 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ8、9、50) に沿って、選択議定書の締結に対する障害に速やかに対処し、かつ、取り除くよう勧告する。委員会はさらに、締約国に対し、裁判官、弁護士及び法執行機関の専門家に対して、条約、委員会の一般勧告及び選択議定書に基づく法解釈に関する能力開発を強化し、法的手続においてそれらが十分に考慮されることを確保するよう勧告する。

52. 結婚、家族関係及びその解消の経済的結果に関する一般勧告第29号（2013年）に沿って、委員会は締約国に以下のとおり勧告する。

(a) 離婚手続において平等な財産分与を可能にするため、民法の規定の遵守を確保するための措置を講じる。

(b) 離婚を求める女性に利用しやすい料金で法的助言を提供し、子どもの親権と面会交流権を決定する際にジェンダーに基づく暴力に十分に配慮することを確保するため、裁判官と児童福祉司の能力開発を強化・拡大する。

(c) 十分な数の安価な保育施設の供給や柔軟な勤務形態の実現を通じて、仕事と家庭生活の両立を促進することを含め、シングルマザーに対する支援を行い、シングルマザーをめぐる性差別的な固定観念を排除することに特化した措置を採用する。

(d) 同性婚、国際私法に基づいて締結された婚姻及び登録された婚姻を認め、同性婚又は事実婚の女性による養子縁組を認める。